

群馬県公立大学法人における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年7月1日 策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、群馬県公立大学法人(以下「法人」という。)において障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図ることを目的として定める。

2 適用範囲

この方針は、法人の全ての組織における物品等の調達に適用する。

3 障害者就労施設等

この方針に定める障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援事業所(A型・B型)
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護を行う事業所
- (4) 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)
第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- (7) 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う共同受注窓口
- (8) 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

4 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、別表を参考に幅広い分野の調達に努めることとし、令和6年度の目標額を次のとおり定める。

目標額 7,408千円

5 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達に当たり、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの調達を円滑に進められるよう、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報収集を行う。
- (3) 障害者就労施設等からの調達に当たっては、その仕様を明確にし、障害者就労施設等の特性に配慮して納期及び納入条件等を設定する。
- (4) 群馬県公立大学法人契約事務取扱規程（群馬県公立大学法人規程第26号）第18条第1項第3号の適用による随意契約を積極的に活用する。

6 調達実績の公表

法人は、年度終了後に障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、速やかに法人ホームページにより公表する。

別表

	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー、茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	賞状用額、衣類・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器、おもちゃ・人形、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	トイレットペーパー、消臭剤 など
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、冊子、名刺、封筒のぼり旗などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、リサイクル・廃棄物の選別作業
	④ 情報処理・テープ起こし	データ入力・集計 など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、解体、印刷物折り、おしごり類折り、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など